

業務請負契約書(案)

- 1 業 務 名 焼山川外土石流監視施設保守点検外業務
- 2 場 所 新潟県糸魚川市大字大平字カラサワ国有林 93 ㍿林小班外
- 3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 8 年 2 月 26 日まで
- 4 請負金額 ￥ . 一
(うち取引に係わる消費税額及び地方消費税の額 ￥ . 一)

頭書業務について、分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二を発注者、
を受注者とし、次の条項により請負契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(住所) 新潟県上越市大道福田 555 番地
分任支出負担行為担当官
(氏名) 上越森林管理署長 松井 章二

受注者(住所)

(氏名)

契約条項

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書、業務費内訳書にもとづき頭書の請負金額をもって頭書の履行期限内に、頭書の業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書、数量内訳書に明記されていない仕様があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。
- 3 受注者は、仕様書及び数量内訳書に基づき請負金額内訳書及び業務工程表を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 この場合において、受注者が提出した請負金額内訳書及び業務工程表の内容について不適当と認められる者があるときは、発注者、受注者が協議して定めるものとする。
- 5 前項の規定は、第5条の規定により請負業務の内容を変更した場合における処理についても準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約のよって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(監督職員)

- 第3条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第4条 受注者は、頭書の請負業務を行うに当たり実施責任者として管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

(内容の変更及び一時中止)

第5条 発注者は、必要がある場合は、請負業務の内容を変更し、又は一時中止の処置をとることができるものとする。

2 発注者は、請負金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めることができる。

3 前項の場合において、受注者が損害を受けたとき発注者は、その損害を賠償しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により請負金額を変更する場合は、変更する調査数量に応じ発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

(期限の延長)

第6条 受注者は、その責に帰することのできない事由により履行期限までに請負業務を完了することができないと明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく成果品一切を発注者に引き渡すものとする。

4 受注者は、発注者より第2項の検査に合格しない旨の通知を受けたときは直ちにこの補正をし、発注者に補正完了届けを提出してその検査を受けなければならない。この場合においては第2項及び第3項を準用する。

(請負金額の支払)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対して請負金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適法の支払い請求書を受理した日から30日以内に請負金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場

合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(属性要件に基づく契約解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第10条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- 六 受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 七 その他前各号に準ずる行為

(受注者の解約権)

第11条 次の各号の一に該当する事実があったときは、受注者は契約を解除することができる。

- 一 発注者の指示による中止期間が履行期限の3分の1以上に及んだとき。
- 二 発注者の指示による変更のため請負金額が頭書金額の2分の1以下になった

とき。

- 三 その他発注者の責に帰すべき事由、及び天災その他不可抗力の災害等のために請負業務を続けて行うことが不可能になったとき。

(表明確約)

- 第12条 受注者は、第9条各号及び第10条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

- 第13条 請負業務実行途上に発生した損害（第3者に及ぼした損害を含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する場合、又は天災不可効力の場合で受注者が善良な管理義務を行ったと認められるものについては、発注者が負担するものとし、その額は発注者及び受注者が協議して定める。
- 2 発注者は、第9条、第10条により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 3 受注者は、発注者が第9条、第10条の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第14条 受注者は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第15条 受注者（協力会社を含む）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合も含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定した

ものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第16条 受注者の責に帰すべき理由により履行期限内に請負業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期限内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、請負金額に対して延長日数に応じ年3パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき事由により請負金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき遅延日数に応じ、代金に対し告示にて定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を延滞利息として支払を受ける。

(違約金)

- 第17条 第9条及び第10条の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は請負金額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 受注者は請負業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 受注者は、当該調査にかかる一切を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約外の事項)

- 第19条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

- 第20条 この契約について発注者・受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議して定める第3者の調停によって解決を図るものとする。

(債権債務の相殺)

- 第21条 発注者は、この契約により、受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは請負金額と相殺することができる。

(その他)

- 第22条 本契約書に定められていない事項については、その都度発注者と受注者で協議して定めるものとする。